

「新しい国民との直接対話」における国民からのご意見への対応について

平成19年4月16日、東京・秋葉原において、「行政改革」をテーマとして、国民との直接対話を試行的に開催いたしました。

この対話の会場において、今後の参考とするため、参加者に対してアンケート調査を行いましたところ、テーマに関すること以外のご意見をいただきましたので、当該意見への回答をご報告いたします。

国民からのご意見の概要 1

道州制の導入を進めてほしい。

<回答>

府省庁名：内閣官房

担当局・課名：副長官補室

道州制導入のメリットとしては、地方分権の推進と地方自治の充実強化、自立的で活力ある圏域の実現、国・地方を通じた効率的な行政システムの構築といった点が指摘されています。現在、都道府県等への権限の移譲を進めてきていますが、道州制の導入は、この国と地方（都道府県、市町村）の役割の分担を体系的に見直す地方分権改革の総仕上げとなるとともに、中央省庁の再編にもつながる行政全体の新たなグランドデザインを含む国家ビジョンの作成をも意味します。

このため、道州制の導入に向けての国民的な合意を形成するため、「道州制ビジョン懇談会」を設置し、15名の有識者にご参加頂いています。（平成19年1月26日設置、2月13日以来これまでに7回開催）。この懇談会では、今後、平成19年度中にも道州制の理念や大枠等について論点を整理した中間報告をとりまとめる予定です。

この懇談会での議論や昨年12月に成立した「道州制特区推進法」に基づく取組の成果を踏まえ、3年後を目途に「道州制ビジョン」を策定する予定です。

このような取組を通じ、国民の皆様にはわかりやすい明確なイメージをお示しして、少しでも多くの皆さんに論議して頂きたいと思っています。

（今後の検討予定）

- ・平成19年度中に道州制ビジョン懇談会において中間報告を取りまとめる。
- ・3年を目途に「道州制ビジョン」を作成する。

国民からのご意見の概要 2

規制改革の一つのテーマとして、医薬分業について発言したかったが、公務員制度改革問題に終始して発言できなかったので、次の意見について、回答をお願いしたい。「医薬分業の原点は、第三者によるチェックだと思う。単なる病院での薬の重複や危険な飲み合わせなどを避けるためにもかかりつけの薬局を持ち、薬の専門家の処方チェックをしてもらうことが薬による事故を防ぎ、患者が安心して服用できるためにも、医薬分業を徹底していただきたい」

<回答>

府省庁名：厚生労働省

担当局・課名：医薬食品局・総務課

医薬分業とは、医師が患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師がその処方せんに基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、国民医療の質的向上を図ろうとするものです。医薬分業のメリットとしては、

処方せんが患者に交付されることにより、処方内容が患者に開示される。

薬剤師による医師と独立した立場からの処方チェックが可能となる。

複数の医師からの処方せんに依る場合であっても、1軒の薬局で調剤を受けることを可能とすることにより、重複投与の防止及び相互作用の確認が可能になる。

などが挙げられます。

このように、医薬分業による医療の質的向上を図るため、厚生労働省では、

「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業を広く国民に普及するためのポスター等の作成

地域毎の医薬分業に関する指導者を育成するための講習会の開催

薬剤師研修の充実

等に取り組んでいるところです。

また、薬局については、平成18年6月に成立した医療法等の改正による医療制度改革において「医療提供施設」に位置付けられ、地域における医薬品等の供給拠点としての役割を担うとともに、地域医療連携体制の確保のために医療計画(医療法に基づいて、都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画)への参画が求められており、このことから薬局が医療の向上にしっかりとした役割を果たすことが期待されています。

今後とも、薬局の機能強化、薬剤師の資質の向上を図ること等により、薬局・薬剤師の地域からの信頼性を高め、医薬分業の一層の進展、医療の質的向上につなげていきます。

国民からのご意見の概要 3

地域医療には、連携医療チームによる対応が必要である旨、発言しようとしたが、公務員制度改革問題に終始して発言できなかった。地域連携医療に係る当方の意見に対する回答をお願いします。

<回答>

府省庁名：厚生労働省

担当局・課名：医政局総務課

医療機関において、安全で質の高い医療を患者に提供するためには、医師や看護師だけでなく、その他の医療従事者も含め、関係者が十分に連携を図り、適切に役割分担をしつつ業務を行う「チーム医療」の考え方が重要です。

「チーム医療」の考え方を実践するため、医療機関では、医療機能や規模、患者の状態などの状況に応じて、医療従事者が適切に配置され、連携を図っていくことが必要と考えています。

また、こうしたことは、医師不足問題が指摘されている地域医療の充実にも資することと考えられます。

平成18年6月に成立した医療法等の改正においても、一つの医療機関内における関係職種との連携だけでなく、例えば、患者の退院時に医療機関の管理者が在宅医療を提供する医師や看護師等との連携を図ること（いわゆる退院調整機能）を医療機関の管理者の配慮義務として医療法に位置付けていること、医療従事者のほか、介護サービスの従事者などの連携が図れるよう、地域における在宅医療に係る連携体制の構築を、医療法に基づく医療計画に盛り込むようにしていることなどにより、関係者間の連携の強化を求めているところです。

（今後の検討予定）

今後とも上記の医療制度改革などの取組を通じて、チーム医療をより一層充実させ、患者にとってより良い医療が提供できるようにしてまいりたいと考えております。

国民からのご意見の概要 4

慢性C型肝炎末期で生活保護を受けているが、生活保護法が生活保護からの自立を妨げている。生活保護から自立するための特例のようなものをすぐに作れないのか。

<回答>

府省庁名：厚生労働省

担当局・課名：社会・援護局保護課

既にご承知のとおり、生活保護は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものの活用を図っても、なお最低限度の生活が維持できない場合に適用され、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とする制度です。

そこで各自治体では、最低限度の生活を送る上で必要な経済的給付のほか、被保護世帯の状況や自立阻害要因等に応じ、取り組むべき自立支援の内容及び実施手順を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を、就労支援も含め組織的に実施する「自立支援プログラム」も順次策定しており、被保護者の抱える多様な課題に対応できるよう、地域の実情に応じた取り組みを進めております。

厚生労働省としては、今後もこうした各自治体の「自立支援プログラム」への取り組み等を推進し、被保護世帯に対する経済面に限らず様々な観点からの支援の充実を図って参りたいと考えております。

(今後の検討予定)

上記のとおり、引き続き被保護者の自立に向けた支援を推進していく予定です。

国民からのご意見の概要 5

湖水の水質管理を純民間に移すべき。

<回答>

府省庁名：環境省

担当局・課名：水・大気環境局 水環境課

湖沼の水質を守るためには、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出量等を制限するとともに、当該湖沼を管理する河川管理者（国又は地方公共団体）がしゅんせつを行うこと等により、管理・保全しています。

湖沼の水質管理には、立ち入り検査など、工場を営む企業等に対する強制的な業務執行が伴うこと、また、そもそもの目的が、水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するという公共性の高いものであることから、湖沼の水質管理については、国及び地方公共団体が責任をもって実施に当たるのが適当と考えています。なお、水質のモニタリング等民間に委託できる部分については民間に委託を進めています。

(今後の検討予定)

上記の理由から、今後、湖沼の水質管理を民間の業務とすることについて、検討する予定はありません。